

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子，下澤悦夫，寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

原告見崎徳弘 意見陳述書

2019年9月 日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係御中

原 告 見 崎 徳 弘

1 自己紹介（職歴、活動歴を中心に）

私は敗戦一年前の1944年8月に名古屋市熱田区で生まれました。大学を出た67年の春、県立瀬戸高校に赴任し、愛高教（愛知県高等学校教職員組合）という組合に出会いました。そして職場委員や青年部長を経て、76年から5年間、愛高教の専従役員として組合本部に詰めた後、81年に明和高校定時制に移り、夜、授業を持ちながら昼間は副委員長として組合本部に通う生活を続けました。

その後、総評・愛労評の解散に直面したため、「愛労連」（愛知県労働組合総連合）結成に尽力し、結成の89年には副議長に就任、のち事務局長、議長を歴任しました。

2 私と憲法① 3年間「無戸籍」だった私

私の父は静岡県の寺の二男でした。旧制中学5年生のとき結核を患って中退し、手厚い看病で九死に一生を得た後、太平洋戦争が始まる数年前に名古屋に出て町工場を起こし、そこで母と出会いました。しかし恋仲になって子どももできた二人の交際は、「家の格が違う」とされて静岡の実家に厳しく拒絶され、婚姻届も出せぬまま生まれた子（私の姉）は母の「私生児」として扱われ、ほどなく養子に出されました。私はそんな父母の2番目の子ですが、戦後、3人目の子として私の弟が生まれた時にようやく婚姻届と出生届が出されました。誕生から3年、私は「無戸籍」の子だったのです。戦前の旧民法では婚姻は「家と家との契約」で戸主の同意および父母の同意が必要だったのにそれが得られず、届けも出せなかったからです。戦争に敗れて今の日本国憲法に変わるまで女性の人権はなきに等しく、実家の拒絶にあった父母が婚姻届を出すまでに何年もかかりました。そのために姉も私も戸籍上ひどい扱いを受けたのだ、ということは忘れません。

3 私と憲法② 戦争を放棄し、暮らし・福祉の充実を期した戦後の日本で

戦争末期から戦後の十数年は大変でした。父の工場は熱田空襲で灰燼と化し、岡崎に移ったらそこも空襲で燃えてしまいました。焼け野原の名古屋に戻り、戦後、莫大な借金をようやく返済し終えた頃、父はリウマチ神経痛に罹患し、ほどなく歩行も直立も困難になりました。そのころ我が家は親会社からの注文を受けて自動車などのゴム部品を作る零細下請け工場を営んでいましたが、長男の私は小学4年、弟は1年で妹はまだ3歳、年端のいかぬ子ども3人と難病で動けなくなった父を抱えて母の苦労は並大抵ではなかったと思います。時は戦後の混乱期。食糧

難でいつも空腹でしたし「薬を買うか、コメを買うか」と声を潜ませる両親のいさかきを夜中に聞くのは堪えられませんでした。

しかし、当時は、周りはみな同じように貧しく、人のいい庶民ばかりでした。私が大学へ特別奨学金をもらって進んだ 60 年代は戦後の混乱期を脱して「高度成長」に向かう時代、人々の暮らしも徐々に上向いた時代でした。61 年には「国民皆保険制度」も発足、我が家も念願の国民健康保険証を手に出、父の医療費負担を減らすことができましたし、洗濯機・冷蔵庫・炊飯器・テレビなども家事労働を減らし家族の楽しみを増やしました。今日よりは明日へ、努力すれば人生が拓けると信じられ、未来への夢を膨らませることも出来たのです。

その頃はほとんど意識しなかったのですが、戦後日本のこの歩みの土台にはあの悲惨なアジア太平洋戦争 15 年の教訓を踏まえて「二度と戦争はしない」と誓った憲法 9 条があり、天皇主権の軍事国家から「国民主権・基本的人権・平和主義」を旨とする民主主義国家への転換があったのだと思います。

4 私と憲法③ 教員として生徒たちに望んだこと「幸せを求めて自分らしく生きて」

教員になった私が生徒たちに望んだのは、「誰もが自分を大切にし、自分に合った進路や仕事を見つけ、幸せを求めて生きていってほしい」ということでした。誰もが「かけがえのない個人」として尊重され「幸せを求めて自分らしく自由に生きることができる」と謳った憲法 13 条と同じです。背景には「天皇のため、お国のために命を捧げよ」と教えた戦前の教育への反省があり、「教え子を再び戦場には送らない」という思いがありました。また、「教育は人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつと

び、・・・・自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とした旧教育基本法への共感があり、「民主的で平和的な社会を支える主権者を育てるんだ」という自負がありました。教職を選び、組合役員を長く続けた私の原点です。

5 憲法を壊し「戦争する国」にすすむ「安保法制」は許せない

ところが、そんな私の願いを踏みにじり、居ても立ってもおられない思いに駆り立てたのが、憲法「改正」を公然と掲げて登場した安倍政権でした。安倍政権はすでに第1次政権のときに教育基本法改悪を強行し、防衛庁を省に格上げし、憲法改正手続き法＝国民投票法を通しましたが、2012年末の総選挙で民主党を破って復活した第2次内閣以降「暴走」をいっそう加速させたからです。――「秘密保護法」強行（2013年）、「集団的自衛権行使容認」閣議決定（2014年）を経て、ほとんどの憲法学者が「違憲」と断じた安保関連法＝「戦争法」を強行した2015年がその頂点でした。

こんな法律が通ったら大変だ、これまで「専守防衛」に限定することで9条との折り合いがつけられた自衛隊が事実上「米軍」の下部組織に組み込まれ、地球の裏側まで出て行くことになる！――そんな危惧を抱いた私たちが「九条の会」にも呼びかけ、地元で立ち上げたのが「やめて！戦争法案、瑞穂区の会」でしたが、同様な動きは全国に拡がり、各地に無数の集会やデモがひろがって列島騒然となりました。8月末、国会を包囲した12万人の集会・デモの中に私もいましたが、あのときの「安保法制反対！」「憲法無視する総理はいらない！」のシュプレヒコールは確実に国民の多数意見だったと思います。

6 夜間定時制に通ってきた自衛隊員のこと——彼らが戦争に？ とんでもない！

私は、「安保法制」だけは許せない特別な理由があります。夜間定時制で教えた生徒たちの中に自衛隊員がいました。中学を出て自衛隊に入り、守山駐屯地に配属されたあと「高卒資格」を取るため瀬戸電に乗って明和高校に通ってきていた、あの生徒たちが目に浮かぶのです。

あの頃、「自衛隊？ 大変だよな、いざとなれば命をかけて戦うんだよな」と言う私に、彼らは笑って返したものでした——「先生、心配いらんよ。訓練はきついけど戦争なんかおこらんし」「給料も出るし大型特殊免許も取れる、学校も通えて高卒資格も取れる、除隊したあとは就職先には困らん、5年間の辛抱だよ」と。

そんな彼らが初めて不安な目をして相談に来たのが 1992 年、PKO 等協力法が国会を通過し、自衛隊がカンボジアに派遣され地雷除去にあたると決まったときでした。「先生どうしよう、俺、地雷を踏んで死にたくないよ」と言った生徒が「まだ恋人もおらんのに・・・」と呟いたのは忘れません。あのとき私は、「大丈夫だよ、志願ならともかく、高卒資格を取るために夜学に通う十代の隊員を無理に派遣などしないよ」と言ったのですが、彼らも今は中年。まだ自衛隊にいたとしたら、安倍政権が成立させた「安保法制」の下で場合によっては中東など世界の紛争地に送られ、米軍の後方支援や下請け的任務につかされて、殺し・殺され・・・という状況に追い込まれないとも限らない。そう思うとたまらないのです。

7 教え子を再び戦場には送らない！ 「安保法制＝憲法違反」の判決を求めます

私ももう 75 歳ですが、このところの安倍政権は 9 条をもつ日本が国際社会で築いてきた信頼を投げ捨て、「武器より暮らしを」とする国民にも背を向けて改憲をたくらんでいて、国の在り方と私たちの未来を根本から変えようとしていると思われてなりません。

憲法 99 条で「憲法の尊重擁護義務」を課せられている首相がそんな企みを持つことは許されない、何としても憲法が守られ生かされる状態を取り戻さなければならない。——そう思うからこそ私は「あいち九条の会」で世話人をつとめ、居住地でも「瑞穂区の会」を中心に、毎月 3 日のスタンディング（＝アベ政治を許さない）、9 日の「9 条宣伝」、19 日の「安保法制廃止、定例宣伝」、第 4 金曜日の高校生宣伝・・・などこつこつ取り組み、団地も回って「安倍 9 条改憲 NO！憲法を生かす全国 3000 万署名」を集めるなど頑張ってきましたが、安倍政権の「暴走」にストップをかけ、「教え子を再び戦場に送らない」誓いを貫くには司法の役割が決定的に重要です。

貴裁判所が勇気をもって「安保法制＝違憲」の判決を下されるよう、心から期待して私の陳述を終わります。

以上